

山口県報

令和3年
5月11日
(火曜日)

目次

○公告

基本測量の実施の終了（監理課）



（一三六）基本測量の実施の終了

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第二項の規定により、国土交通省
国土地理院長から次のとおり基本測量の実施を終了した旨の通知がありました。

令和三年五月十一日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 作業の種類

基本測量（電子国土基本図（地図情報）修正測量）

二 作業の地域

山口県全域

三 作業の期間

令和二年四月一日から令和三年三月三十一日まで

令和三年五月十一日
発行

発行人

山口県知事